

積み立て貯蓄

あんびる えつこ Ambiru Etsuko 文部科学省消費者教育アドバイザー
「子供のお金教育を考える会」代表(<http://www.kids-money.jp/>)。著書に「アクティブ・
ラーニングで楽しく！消費者教育ワークショップ実践集」(大修館書店、2018年)ほか

お金理解度チェック

次の①～③のうち、内容が合っていると思うものの□に✓をしましょう。

- ① 「社内預金」は、すべての株式会社に用意されており、社員なら誰でも利用できる
- ② 「財形住宅貯蓄」「財形年金貯蓄」を目的以外の用途で解約・払い出しをすると、原則として過去5年間さかのぼって利子などに課税される※
- ③ 「自動積立定期預金」は、元本割れすることがない

内容が合っているもの(✓)は……②③ ※目的外での払い出しの非課税特例の範囲は、2017年4月から拡充されている

長い人生の中では、突然の予期せぬ出来事に遭遇することもあります。そのような場合に備えて、おおよそ3～6カ月分の生活費を予備費として用意しておくといわれています。また、教育資金など、近い将来、必要になることが分かっているお金も、使用したい時に目減りしていないよう準備しておく必要があります。

このようなお金は、安全性の高い金融商品で準備していくようにします。貯金は、「収入－支出＝貯金」と考えると、なかなか貯まらないものです。「収入－貯金＝支出」になるよう、毎月のお給料を受け取ったら、まず貯金のお金を確保する“先取り貯金”で、コツコツ積み立てていくとよいでしょう。

積み立ての第一候補は社内預金

近年、取り扱っている会社は少なくなっていますが、会社員の場合、積み立て貯蓄の第一候補は「社内預金」です。あらかじめお給料から引かれるため「なかったもの」として積み立てられます。また社内預金の金利は労働基準法により最低でも年0.5%以上とされており、それは超低金利の現在も変わっていません。

加えて、社内預金は同法で貯蓄金の「返還を請求したときは、遅滞なく、これを返還しなけ

ればならない」とされているため、いつでも、どのような目的でも引き出すことができ、流動性もあります。ただ会社によっては、限度額が決められている場合があり、限度額に達すると、それ以上預けることはできなくなります。

デメリットは、会社が倒産した場合、預金が戻ってこないこともある点です。社内預金の損失を防ぐための保全措置義務が会社に課せられていますが、倒産した場合、未払い給与などと違い、民法で定められた先取特権はありません。

財形貯蓄のメリットとは

給与から天引きされるという点では、「財形貯蓄」も同じです(表1)。ただ、財形貯蓄は社内預金と異なり、銀行などの金融機関が管理するため、一般的に社内預金より低金利です。また積立期間も決まっており、いつでも引き出しができるわけではありません。しかし財形貯蓄には、住宅を購入するなどの際に、比較的低金利・長期融資の「財形持家転貸融資」という公的住宅ローンを利用できる特典もあり、住宅を取得する予定のある人には魅力的です。

財形貯蓄には、一般財形、住宅財形、年金財形の3種類があります(表2)。

一般財形の場合、払い出しの目的は自由です

が、通常の預金と同じように利子に税金がかかります。

一方、住宅財形は住宅取得や増改築、年金財形は年金としての受け取りが原則です。そうした条件をクリアしていれば、合わせて元利合計550万円までの利子などが非課税になります（年金財形の保険型は元本または払い込み保険料累計額385万円まで）。しかし、それぞれ住宅、年金といった目的以外の用途で解約・払い出しをすると、災害など特別の理由がある場合を除き、過去5年間をさかのぼって課税されてしまいます。また、転職して再就職先の企業に財形貯蓄制度がなかったり、2年以内に継続手続きができなかったりすると、財形貯蓄は解約になり、住宅財形や年金財形の場合は目的外の引き出し扱いになり、過去5年分の利子などが課税対象になるので注意が必要です。

運用する金融商品のラインナップは、勤務先によって異なります。保険商品を早期に解約した場合や、投資信託の運用がうまくいかなか

た場合などは元本割れする可能性があります。財形貯蓄は、目的と期間をよく考え、運用商品の元本割れの可能性も理解したうえで選ぶようにしましょう。

誰でも利用できる自動積立定期預金

社内預金も財形貯蓄もない場合には、銀行の「自動積立定期預金」を利用するとよいでしょう。給与振込口座から、振込日の翌日に自動引き落としで積み立てるように設定しておく、おおむね給与天引きと同じような感覚で“先取り貯金”をすることができます。

自動積立定期預金は多くの金融機関で扱っていますが、金融機関により積立金額や積立方法などの運用ルールはさまざまです。基本的には、毎月1,000円など少額から設定でき、設定した振替日に自動的に定期預金として積み立てられます。そのため、通常、普通預金よりも高い金利になります。各定期預金の据え置き期間中や満期日前に解約する場合は、金利が低くなりますが、一般的に普通預金金利を下回ることはありません。

超低金利の今、預金ではお金が貯まらない……と思いがちですが、元本割れしないのが預金のいいところ。まずは足固めのためのお金を少しずつ貯めたい場合には、適した商品といえるでしょう。

表1 社内預金と財形貯蓄の比較

	社内預金	財形貯蓄
預け先	勤務している会社 (委託先の信託機関)	銀行など
利率	0.5%以上	銀行で定めている利率 【参考】定期預金型(固定金利)0.002% 金銭信託型(変動金利)0.003%など (税引き前)
流動性	いつでも引き出し可能	積立期間が設定されている (表2「期間」参照)

表2 財形貯蓄の種類と特徴の概要

	一般財形貯蓄(一般財形)	財形住宅貯蓄(住宅財形)	財形年金貯蓄(年金財形)
対象	財形貯蓄が導入されている企業などの勤労者	財形貯蓄が導入されている企業などの勤労者で、申込み時年齢55歳未満	
目的	自由	住宅の取得・増改築など	退職後の生活資金作り
期間	原則として3年以上	原則として5年以上	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 一部解約が可能 住宅資金の公的融資が受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅財形と年金財形と合わせて元利合計550万円までの利子などが非課税(財形年金貯蓄の保険型は元本または払い込み保険料累計額385万円まで) 住宅資金の公的融資が受けられる 	

※上記は概要です。詳しい内容等は、勤務先に確認を